

令和5年度 広島市防犯機能付き電話機設置等補助事業 【募集要項】

募集期間 令和5年8月21日(月曜日)～令和6年1月31日(水曜日)
(先着順に受け付け、予算額に達し次第、募集を終了します。)

※ 申請前に購入した電話機等については、
補助金を交付できませんので、購入等の前に、
ご一読ください。

申請窓口

市民安全推進課(市役所本庁舎12階)又は各区地域起こし推進課

お問い合わせ先

広島市市民局市民安全推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 082-504-2714(平日:午前8時30分～午後5時15分)

1 補助対象者

次のすべてに当てはまる方が補助の対象です。

✓を記入
してくだ
さい。

- 広島市に住所があり、実際に居住していること。
- 申請日において、世帯員全員が満65歳以上であること。
- 世帯員全員が市税を滞納していないこと。
- 広島市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団員等でないこと。

2 募集期間

令和5年8月21日(月曜日)～令和6年1月31日(水曜日)

※ 先着順に受け付け、予算額に達し次第、募集を終了します。

3 補助対象経費

① 次のいずれかの機能を有する固定電話機又は固定電話に接続して用いる機器の購入費用

- ・ 相手に録音する旨のメッセージを流し、通話を自動的に録音する機能
- ・ 事前に登録していない電話番号からの着信に対し注意を促す機能
- ・ 特殊詐欺が疑われる電話番号からの着信を自動的に切断する機能

② 電気通信事業者(NTT 西日本)が提供する特殊詐欺対策サービスを利用するために必要な初期工事費用

※ ①又は②のいずれか1つとします。

※ 公益財団法人全国防犯協会連合会が**優良防犯電話機推奨品目録**を公表していますので、参考にしてください。

(※一部対象外の機器もありますのでご注意ください。)

<http://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html>

4 補助金額

対象経費の2分の1(1,000円未満の端数は切り捨て)

ただし、補助上限額の10,000円を超える場合は、10,000円が補助金額となります。 ※1世帯当たり1台まで

【計算例】

(1) 対象経費が17,000円の場合

$17,000円 \times 1/2 = 8,500円 \Rightarrow$ 補助金額8,000円(千円未満切り捨て)

(2) 対象経費が25,000円の場合

$25,000円 \times 1/2 = 12,500円 \Rightarrow$ 補助金額10,000円(上限額)

※ 補助金の交付は、1世帯につき1回限りです。

※ ナンバーディスプレイなど付随サービスの加入等の費用は補助対象外です。

※ クレジットカードなどのポイントを使って購入された場合は、ポイント分は補助対象外です。

※ オークションやフリマアプリ等での購入は対象外です。

5 申請書類

申請書類は令和5年8月21日(月曜日)から、市ホームページからダウンロードできます。

また、同日から市民安全推進課や各区地域起こし推進課でも配付します。

6 手続方法

(1) 防犯機能付き電話機等を設置する場合

- ① 申請書(第1号様式)に購入予定機器の「見積書の写し」、「カタログなどの写し」などを添付して申請窓口を持参又は郵送する。
- ② 広島市から決定通知書が届いた後、対象機器を購入し設置する。
※ 決定通知書が届く前に購入された機器は補助の対象とはなりません。
- ③ 実績報告書兼請求書(第6号様式)に「領収書の写し」、「振込口座通帳の写し」を添付して申請窓口へ郵送又は持参する。

※ 別添の「補助金の申請から交付までの流れ【防犯機能付き電話機等を設置する場合】」を参照してください。

(2) 特殊詐欺対策サービスを利用する場合

- ① 申請書(第1号様式)を申請窓口を持参又は郵送する。
- ② 広島市から決定通知書が届いた後、初期工事を行う。
※ 決定通知書が届く前に行われた初期工事は補助の対象とはなりません。
- ③ 実績報告書兼請求書(第6号様式)に「領収書の写し」、「振込口座通帳の写し」を添付して申請窓口へ郵送又は持参する。

※ 別添の「補助金の申請から交付までの流れ【特殊詐欺対策サービスを利用する場合】」を参照してください。

【添付書類一覧】

○ 交付申請書(第1号様式)

Ⅰ 防犯機能付き電話機等の購入に係る補助金を申請する場合

書 類	備 考
防犯機能付き電話機等の購入に係る見積書(写し)	・金額、品名、型番、台数が記載されたもの
機能その他の特徴を説明する書類(写し)	・電話機等の機能が確認できる説明書、カタログ、ホームページなど ※電話機等の型番と機能が確認できる部分の写しを提出してください。
世帯全員の住民票の写し	・申請書(表面)の確認事項に同意があれば提出は不要です。
世帯全員の市税納税証明書の写し	・ただし、申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)の写しの提出が必要となります。 ※ マイナンバーカードの場合は、マイナンバーは黒塗りで消してください。

Ⅱ 特殊詐欺対策サービスを利用するために必要な初期工事費に係る補助金を申請する場合

書 類	備 考
世帯全員の住民票の写し	・申請書(表面)の確認事項に同意があれば提出は不要です。
世帯全員の市税納税証明書の写し	・ただし、申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)の写しの提出が必要となります。 ※ マイナンバーカードの場合は、マイナンバーは黒塗りで消してください。

○ 実績報告書兼請求書(第6号様式)

書 類	備 考
領収書その他の収支の事実を証する書類の写し	防犯機能付き電話機等を設置する場合は、購入した機器の品名・型番、購入日、請求者(申請者)名及び購入店舗が記載されたもの
振込先の口座通帳の写し	金融機関名、口座番号及び口座名義が分かる箇所

7 その他注意事項

- (1) 補助金の対象となる方や対象となる経費について、別添「よくあるお問い合わせ」で事前によくご確認ください。
- (2) 申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合や、転売など不適切な利用が判明した場合は、補助金を返還いただくほか法的責任を問われることがあります。
- (3) 補助金の交付を受けた電話機については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間(6年間)において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできません。
- (4) 補助金の交付を受けた方には、防犯機能付き電話機等の使用状況等に関するアンケート調査にご協力いただきます。
- (5) 機器の設置により振り込み詐欺等の電話を完全に防止できるわけではありません。特殊詐欺が疑われる電話があったときは家族や警察などにご相談ください。